
平成23年第7回大和町議会定例会会議録

平成23年12月16日（金曜日）

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅野 元 君	保健福祉課長	瀬戸 啓一 君
副 町 長	千坂 正志 君	産業振興課長	庄司 正巳 君
教 育 長	堀籠 美子 君	都市建設課長	高橋 久 君
代表監査委員	三浦 春喜 君	上下水道課長	堀籠 清 君
総 務 まちづくり 課 長	千葉 恵右 君	会計管理者兼 会計課長	八島 時彦 君
財 政 課 長	八島 勇幸 君	教育総務課長	織田 誠二 君
税 務 課 長	伊藤 眞也 君	生涯学習課長	森 茂 君
町 民 課 長	内海 賢一 君	総 務 まちづくり 対 策 官	石垣 敏行 君
環境生活課長	菅原 敏彦 君	産業振興課 企業誘致 対 策 官	浅井 茂 君

事務局出席者

議会事務局 長	浅野 喜高	主 幹	曾根 秀子
班 長	瀬戸 正志		

議事日程

日程第 1 「会議録署名議員の指名」

日程第 2 「議案第 65 号 大和町農業用施設等災害復旧事業分担金徴収条例の
一部を改正する条例」

日程第 3 「議案第 66 号 平成 23 年度大和町一般会計補正予算」

日程第 4 「議案第 67 号 平成 23 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第 5 「議案第 68 号 平成 23 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第 6 「議案第 69 号 平成 23 年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第 7 「議案第 70 号 平成 23 年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

日程第 8 「議案第 71 号 平成 23 年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」

日程第 9 「議案第 72 号 平成 23 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

日程第 10 「議案第 73 号 平成 23 年度大和町水道事業会計補正予算」

日程第 11 「議案第 74 号 指定管理者の指定について

(大和町ダイナヒルズ公園の設置及び管理に関する条例に基づく施設)」

日程第 12 「議案第 75 号 指定管理者の指定について

(大和町緑地等利用施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設)」

日程第 13 「議案第 76 号 指定管理者の指定について

(大和町七ツ森陶芸体験館の設置及び管理に関する条例に基づく施設)」

日程第 14 「議案第 77 号 指定管理者の指定について

(大和町四十八滝運動公園の設置及び管理に関する条例に基づく施設)」

日程第 15 「議案第 78 号 指定管理者の指定について

(大和町都市公園条例に基づく施設)」

日程第 16 「議案第 79 号 指定管理者の指定について

(大和町認知症高齢者グループホーム条例及び大和町グループホーム条例に
基づく施設)」

日程第 17 「同意第 6 号 監査委員の任命について」

日程第 18 「請願の取下げについて」

日程第 19 「請願第 2 号 杜の丘地区内への公民館並びに防災センター建設に
関する請願書」

日程第 20 「請願第 3 号 大和町スポーツ施設に関する請願書」

日程第 21 「所管事務調査の申し出について」

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午後 1 時 3 0 分 開 議

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、こんにちは。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、12番上田早夫君及び13番大友勝衛君を指名します。

**日程第 2 「議案第 6 5 号 大和町農業用施設等災害復旧事業分担金徴収条例の
一部を改正する条例」**

議 長 (大須賀 啓君)

日程第 2、議案第65号 大和町農業用施設等災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第65号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第66号 平成23年度大和町一般会計補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第3、議案第66号 平成23年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。8番堀籠日出子さん。

8番 (堀籠日出子君)

それでは、2点お尋ねいたします。

まず事項別明細書の20ページの消防費で災害対策費の需用費。ここで印刷製本代が1万部、災害記録の作成ということの説明いただきました。この震災記録というのは、今後のいろいろな防災を考える上では本当に大事な資料になると思います。そんな中でこの防災記録の内容、どのような内容なのかお尋ねいたします。

それからもう1点、24ページの災害復旧費で関連の質問をさせていただきます。

災害復旧では、吉田の高倉林道が大分大きく崩落しまして、その奥で作業する方は大分不便をされていたわけなのですが、この災害復旧工事について、これは国債の災害復旧なんですけれども、今時点でどのような方向性がされているのかお尋ねいたします。

議長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 (千葉恵右君)

震災の記録でございますが、震災の記録につきましては、現在、庁内の職員で製作をいたします委員会をつくりまして検討している段階でございます。

内容でございますが、基本的には災害に関するこれまでの被害の状況の取りまとめ、それから、それぞれ各地区でいろいろな活動をいたしましたけれども、そういった活動の記録、それから町の方で行政区の区長さん方にアンケートを実施してございまして、そのアンケートの結果を分析いたしましたのでそういった内容、そういったもの含めて震災の記録としてまとめたいというふうに考えてございます。

議長 （大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）

それでは、ご質問のありました高倉林道の方向性でございますけれども、高倉林道につきましては、7月4日に国の査定の方は終わっております。ただ、県の実施設計の承認があるのですが、その承認が今のところまだ承認されていないということで、見通し的には12月末から1月初めの承認というような予定でございます。この承認を受けまして、町の起工伺いをしまして、3月までには入札、契約も済ませまして4月からの工事というような段取りでおります。

なお、工事には6カ月から8カ月かかる予定ということでございますので、工事完了は10月から12月というような形で考えておるところでございます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

防災記録につきましては、今庁内でまとめて、それから活動記録、それからアンケートなどの結果を記載するというふうになると思うのですけれども、この中には避難所の生活、それから今回の震災で何が役立つ

たか、何が役立たなかったかとか、そういう細かいことまで全部記載されるのでしょうか。やはり、この災害につきましては、絶対に風化しないように後世に残していくというのがすごく大事だと思いますので、事細かく内容に入れていただきまして、本当に震災のときに必要なもの、そしてどういうことをやるべきかということも事細かに入れていただいて、記録として残していただきたいと思うのですけれども、写真等々もその中には入ろうかとは思っているのですけれども、避難所の生活状況、それから支援をいただいた企業や義援金の内容、そういうことも想定した中での内容となっているのでしょうか。

議長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 （千葉恵右君）

現在いろいろ取りまとめをしているさなかでございますけれども、基本的に先ほどお話し申し上げたとおり、被害の内容関係のまとめ、それから、これまでの対策本部としての経過、あるいは今おっしゃられた避難所の設置運営状況、あるいはライフラインの状況、こういったものを含めましてまとめたいというふうに思っております。特に今回大きな被害を受けまして、それによってそれぞれの方がどういった行動をしたのかということが、やはり後世に伝えるという意味では非常に重要だというふうに考えておまして、町内の各方面に震災の体験をぜひ寄稿してくださいということをお願いをしております。今何人かの方にそういったことをお願いして、原稿を書きいただいている状況でございますので、非常に貴重な体験になりますので、それをしっかりと受けとめて記録にとどめていきたいというふうに考えております。

議長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

せっかक्तつくる震災の記録ですので、ぜひ後世に残していただいて、

いつまでも忘れられることのないようにしていただきたいと思います。

先ほどの震災復旧の方について忘れてしまいましたけれども、ことしは本当に高倉林道の奥で仕事をされる方は大分不便を感じながら作業をされたのですけれども、大きく崩落した林道、あれはあのままで原状に復旧するのは随分大変なんじゃないかなと思っているのですけれども、それで国債ということで大分時間もかかるのですけれど、4月工期でそれから6カ月の工事となると、奥で作業する方はまたことしも作業するのに大分不便を感じると思うのですけれども、その辺については、またことしも嘉太神から回ってくださいというふうな形になってしまうのでしょうか。お尋ねいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）

復旧方法につきましては、やはり原形復旧ということでございまして、補強土壁という、要は擁壁を組むような形になるものですから、やはり嘉太神というか、そちらの方を回ってもらうというような形になります。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

また同じ災害が起きないようにしっかり工事はしていただかなければならないのですけれども、やはりその作業に当たっても、なるべく早く作業を進めていただきまして、奥で作業する方の不便さをなるべく短くしていただくように努力していただきたいと思います。終わります。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。4番平渡高志君。

4 番 (平渡高志君)

事項別明細書の20ページの4項土地区画整理費の貸付金1億6,400万円。確認ですけれども、これは法人をつくって貸すというような説明を受けたのですけれども、こちらの方に来ると大和流通株式会社。これは、法人と大和流通株式会社は、確認ですからまだ質問する前ですから、これは同じなのですか。これだけ確認させてください。

議長 (大須賀 啓君)

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 (高橋 久君)

貸付金の法人の説明をさせていただきまして、その大和流通と同じかということでございます。大和流通株式会社がこの法人ということでございます。その資格に該当するということでございますので、同じというふうに思っていたいて結構です。

議長 (大須賀 啓君)

平渡高志君。

4 番 (平渡高志君)

これは株式になっているんですね。それでこの代表が、本当にここに当事者おりますけれども、結局、社長が議員になっていると。これは果たして町長、こういう形式で、私はあくまでも法人を別個につくって、それであの保留地を買うのかなと思っていたんですが、しっかり今確認したところが株式会社大和流通ですよ。そこに貸し付けると。その代表者が議員であるということに対して、これは法的に、また政治倫理的なものはないんですか。これはちょっと私も、ご本人を前にして私も言うのもちょっとつらいところはあるのですけれども、これはしっかりした税金ですから。あくまでも公的資金ですから。八千数百万を大和町で無利子、それも25年間、10年据え置きですよ。今大和町にそれくらいの余裕あるんですか。町債、また起債で銀行から借り入れてるわけですよ。大和町で。それは無利子ではないんですよ。有利子で借りている

のですよね。またここに副町長おりますけれども、副町長もこの組合員になっておるんですよね。果たして私これ、町民、また職員の方たちが納得できるやり方なのかなと疑問を感じておるところです。

それで、先月の前回の9月議会においても、5万、10万の補助金、また助成金に対して、各議員が課長たちに相当厳しい質問をした経緯があるんです。助成金を出すな、補助金は控えた方がいいんじゃないかといった中で、個人の企業に八千何百万、国もまぜると1億六千数百万を貸し付けて、果たしてこれは町民が納得するのかなと。私議員として、その前にこの土地区画に関しては七千数百万の金を助成しているんですよ。私もそのとき結構言われました。私もあのときはっきり言えばよかったのですけれど、私、後悔しているんです。あのとき質問しなかったと。私は今回こういうものに対して、このまま進んでいったら、私は政治家として、何のためになっているんだと。やっぱりこういうものを指摘して初めて私は町民の代表でないかなと思っておりますので、町長、この件に関して、妥当であったのか、それをお聞きします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
お答えします。

ただいまこの法人に対しての貸し付けが妥当であるかというご質問でございませう。この制度を利用するに当たりましては、法人の資格と申しますか、貸すに当たってのさまざまな条件が国からついております。例えば出資金の問題とか、構成メンバーの問題とか、そういったことにつきまして、町としましてはその基準と申しますか、それに見合っているかどうかという検討、確認をいたしまして、そのことに見合っているということでこの制度が利用できるという判断をいたしました。

その会の中にいろいろ関係者ということでございませうけれども、そのことにつきましては公私別というふうにご考えておるところでございませうので、区画整理、私も第2位に入っているというような立場、そういう形のものが皆さん地元、小さい町ですとあるというふうにご考えておりま

す。いろいろお考えはあるかと思えますけれども、そういった中で、そのことと公私はきちっと分けた中で仕事に取り組んでおりますし、そういった考え方で対応していきたいということでございます。

したがって、この法人につきましては、そういった国の方の制度を利用するに当たっての法人の資格と申しますか、それに合致しているということで、町の方でもそのことを認め、権利申請をし、国の制度と一緒に進めておるということでございます。

以上です。

議長 (大須賀 啓君)
平渡高志君。

4 番 (平渡高志君)

公私は別にしているというのはわかるのですが、一般町民は納得しないと思います。ここの中では区別はしておる。こればかりではなく、いろいろな営利団体の代表に議員がなっておるのもあるでしょうけれども、私はそれもおかしいと思っております。町から助成をいただいている中で、代表が議員であるということは、自分がその区画整理組合にしる、土地改良区にしる、商工会にしる、代表で来て、きょうはこの団体の代表だと来て、やっぱり職員の方々は議員として見るんですよね。やはりそういうのは政治倫理的にも私はおかしいと思う。これは今からやっぱり直していかなければならないのかなと思います。

でも、今回、こういうふうにして代表ですよね。組合員だったら私もわかります。結局代表が議員でいて、それで公的資金を受けるということはいかなるものかと。確かに法人として組織的には認められるかもしれないですよ。国会議員が会長になっている何かの団体に国の税金を貸し付けるかといったら、私はそれはおかしいと。これも同じだと思います。やはり大和町の議員に対して町が貸すわけですから、代表しているところに。それもあくまでも株式会社でしょう。法人でないですよ。株式会社ですよ。結局そこで儲かったものは町に還元してくれるかと。それは違うでしょう。町長やっぱり、確かに法的にはいいかもしれない。その法人に対しての貸し付けは。ただ、その代表に議員がなっているこ

とに対して私は聞いているのです。それは町長、どう思いますか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

代表が議員の方ということ、これは今回は株式会社ということでございますけれども、区画整理組合またはほかの組織でも、そういったケースもあることが現実だというふうに思っております。そのことがすべてよしとするかどうかという判断はいろいろあるかと思っておりますけれども、そういった中ではありますけれども、現実的にそういった状況があるということ。そのことで弊害があったりしたら、それはもちろんいろいろ問題があるというふうに思いますが、それぞれの立場、それぞれの役割の中で、独立した形で仕事を全うされるというふうに思っておりますので、国会議員のお話とかありましたけれども、そういったものにそういったものが入っていいのかということになりますと、いろいろそれはご意見のあるところだというふうに思っておりますけれども、現在そういった現状があるということだというふうに思っております。

それによろしいのかというふうなお話でございますけれども、すべてがそれでいいという判断というのを今言えるものではないというふうに思っておりますけれども、現段階では、そういった中で認められている範囲の中の判断ということでございます。

議 長 （大須賀 啓君）
平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

いろいろそれは個人のお考えでしょうけれども、私はやはり政治家として、やはり疑われないようなやり方をしなければならないのかなと。事金銭的なものに関しては、やはり一般町民から見ればおかしいと必ず言われます。これは絶対。ですから私はここであえて言うわけですがけれども、やはり私も同じ議員としてこういうのは見過ごせないのではない

かなと考えましたので、いろいろな助成金、また補助金を節約しながら頑張っている中で八千数百万、この利子といったらすごいものですよ。はっきり言って。これは町だって今借り入れているわけですから、金融機関から。大和町に今それくらいの余裕あるのかなと、私は疑問に感じています。いろいろなことで、細かいところはつついていながら我々仲間には何も言わないということは私はおかしいと思うからきょうあえて言うておきますけれども、やはり我々議員も、そういう疑いを持たれないような、ある小説家が、金儲けをするんなら小説家になりなさい。政治家はやめてと。我々政治家は、やっぱり金儲けに走ってはおかしいと思います。これだって同じような企業ですから。

やはり、今後このようなことのないように、町でもしっかり、かつ相手もきっちり決めてやらないと、私は本当に町民から疑われると思います。あえてそれを言いまして、私の質問を終わります。答弁は結構です。

議長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。6番高平聡雄君。

6番 （高平聡雄君）

それでは、24ページの総務災害復旧費の扶助費についてお尋ねをします。

一昨日の説明によりますと、新たに20世帯分、これは町独自の施策である半壊の世帯に対する費用を加えたというお話をいただきましたが、確認のためにお伺いをするものですが、この半壊世帯、大和町独自の対応というものについては、大規模半壊並びに全壊、要するに国が生活再建支援金という制度の中で行っているものと同様の対応というか、要するにそれに倣った形で、本来該当しないものを大和町独自としてお手伝いをするというような意味で制度設計をしたものなのか。あるいはそうではなくて、単純に大和町だけで考えて行おうとしてつくった制度なのか。要するに参考としたものがあつたものなのかどうか。その辺をまずお聞かせをいただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 （瀬戸啓一君）

お答え申し上げます。

この被災者住宅再建支援金は半壊世帯への支援でございますけれども、これにつきましては、厚生労働省、国の方で定めております被災者生活再建支援金が、全壊の世帯、半壊の世帯という方々に支援されると。それではという中で半壊の方々にも何らかの措置を考えようということで、町独自としまして、大和町独自としまして一建物当たり、一世帯当たり25万円を支援していくということで、これをもってある程度生活再建に充当していただくというものでございました。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

今お答えをいただいたことで、私わからないのですが、私が聞いているものは、今のお答えですと一住宅に対してという表現もあったし、一世帯に対してという表現もあったし、そこがはっきりしていない。だから、それが国の制度と町でつくったものと同列なのかということ伺っているのと、あわせて町独自でやったということであると、これはその制度を何かに倣ったのか、あるいは自分たちで考えたのかわからないのですが、そういうものを何をもってつくったのか。そこもお尋ねをしたい。それで説明のときには20世帯分とたしか言ったはずですが、ですから、答弁の中があいまいだという印象を受けますので、そこをはっきりお尋ねします。

それと、追加の質問ですが、前者がお話になったことについて、ちょっと違った角度でお尋ねをしますが、税制面での問題で、全く違う次元の話かもしれませんが、たまたま最近の話題として新聞紙上か何かで見た記憶があるのですが、損失飛ばしをしたというような話題がありました。そのときに、本来そのものを持つものから分社な

りなんなりをして移すといったことが、税務上何十年という長い期間に及ぶ場合それは認められないというようなことを、つい最近私聞いた記憶があるのですが、要するにそれは何を言っているかということ、もともとと同じものでしょうと。だから、単純な移しかえというような形で実質的なものは同じなのではないかというようなことでの指摘だったと思ったんですよ。ですから、そういうことにならないようにしなければならないと思うんです。そういう懸念、それこそ株式会社であった話ですので今回のようなものとは違うんだらうというふうには思いますが、何かふとそれが今思い出されましたので、そういう観点からの調べも十分にさせていただいて、言ってみれば落とし穴等が後から発生するということが仮にもあってはいけませんので、そういうこともお考えをされているのかどうかだけ確認をさせていただきます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 （瀬戸啓一君）

お答え申し上げます。

ただいまのご質問でございますけれども、町独自の要綱につきましては、これは大和町独自で考えたものでございます。これにつきましては、先ほど説明しましたとおり、このたびの東日本大震災によります国の制度、被災者生活再建支援法というものの中におきまして、大規模半壊、さらには全壊世帯に対して生活再建を支援すると。これに該当にならなかった方々に対しまして、半壊世帯の自立を復興して可能な限り生活の再建を図っていただくという内容のものでございまして、これにつきましては建物1棟につき1件という取り扱いで対応しております。複数の世帯があった場合については、代表する世帯主という形で対応しております。半壊世帯の棟数イコールこの大和町独自の住宅再建支援金の交付25万という対応をいたしております。よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

法人保留地の取得資金の関係でございます。

今回の法人が、組合とほぼ同じような形ではないのかなという思いがあつてのお話かと思ひます。

それで、この土地区画整理組合では、保留地を売って事業資金を生み出すという中で事業活動をされています。この法人の場合ですと、その保留地を取得して、それを売ることも可能ですし、また自分のところで貸し付けることもできます。またそれを使って活用することも可能というようなことで、土地の利用は自由だというふうに規定をされている中でございます。ですから、昨今の賃貸での要望にこたえやすい形になり得るといふことで、より保留地が生かされる制度にもなると。そして、保留地の高度利用と組合の解散にもつながっていくというような形で今回の制度を利用したいというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

再度確認をさせていただきますが、国の生活再建支援金とは違って、住宅1戸に対して複数世帯であっても該当は1つということでの町のご支援ということでよろしいわけですね。わかりました。このことについてはこの辺にしておきます。

後でのお話の方です。これはもちろん国の制度をお使いになるということ、そういったところも全部クリアは当然されているんだろうという前提で私はお伺いしたんですけれども、ただ、今言ったように、認証あるいは税務署の判断として、同じものを移しかえたということ、実質的には同じものが経営しているんだというような考え方の中で、これは認められないというようなケースが仮にあるとすると、それは落とし穴になりかねないということから、その辺の整合性というか確認というか、そういったものは非常に大切だろうというふうに思ひますので、確認をしていただきます。

なお、今の課長の説明で大丈夫だということでもありますので、安心を

させていただきます。

議長 (大須賀 啓君)

ほかに質疑ありませんか。9番馬場久雄君。

9番 (馬場久雄君)

9ページの財政管理費のふるさと応援基金、2名から42万の寄附があったということなんですが、これを含めましてふるさと応援基金残高が幾らになるのか。また、この寄附者の趣旨といいますか、どういった形で使用目的とかそういったものがあったのかどうか。また、ないとすれば基金の今後の使用方法というか使い道、その辺もご説明いただければというふうに思います。

それから、11ページの選挙費なのですが、農業委員会も改良区も町長選も、いずれも無投票というふうな結果でございました。町長選に関しては140万ぐらい、無投票であっても当初予算と比べれば支出があったというふうなことになるわけですが、例えば町長選の中で、無投票であってもどういったものが根本的にかかるのか、その辺を教えてください。

あと、20ページに該当します消防団員の公務災害補償、これは大分大きい金額を負担しなければいけないというふうなことでありますが、災害に遭った団員の方々1名当たり、こういった各自治体から募った金額でもってどの程度の補償額になるものなのか、それもご説明いただければというふうに思います。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

ふるさと応援基金のご質問につきましてお答えさせていただきたいと
思います。

今回、寄附のお申し出がありました方、1名は40万、あと1名につきましては2万円というような形でご寄附をちょうだいしたものでござい

ます。それで、科目設定で1,000円が事前にありましたので、今回は41万9,000円というような形になったものでございます。

1名の方につきましては、町外にお住まいでして、眼科医を営んでおられます。大和町にこういった事業を営んでおられますというようなことで、特に目的はなくご寄附をいただいたものでございます。いま1名の方につきましても、特に目的指定はございませんでした。

今現在のふるさと応援基金の現在高は、10万2,000円というような形になっているところでございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 （千葉恵右君）

選挙費でございますが、無投票ではあったのですが支出があったと。どういう内訳かというようなお話でございますが、当然、立候補者の届け出の締め切りをもって無投票という判断をするわけでございますが、そこに至るまでの経費というのが結構ございまして、例えばポスターの掲示場の設置費用でありますとか、あるいは選挙の名簿をつくるために、その調整に要する費用、あるいは事前からその準備のために臨時職員を雇用しておりまして、そういったものに充てる費用が既に告示当日以前にかかっているという状況でございます。

それから2点目でございますが、消防団の補償組合への掛け金でございますが、これにつきましては全国の組織になってございます。そのために、被災県でございます宮城県あるいは岩手県、福島県等々の被災に遭われた消防団員に対しての補償をするという観点から、今回基金が不足したということで、全国的に定数条例にのっとりた掛け金の割合で負担をしていただくという内容になってございます。

お亡くなりになった方には心からお見舞いを申し上げたいというふうに思っておりますが、支給額でございますが、一時金については1人当たり2,230万円というふうになってございます。死者、行方不明者の数でございますが、全国で251名に上っておりまして、これに要する費用ということになってございます。

議 長 (大須賀 啓君)
馬場久雄君。

9 番 (馬場久雄君)

ふるさと応援基金なのですが、年度末残高10万2,000円。それに42万円をちょうだいしてこれにプラスになるというふうなことです。このふるさと応援基金に関しては、使い道というかそういったものも寄附者から特定されていないわけなので、町としてどういったものに、どの程度の金額が基金として積まれたらどういったものに使うというふうな、そういった方向性というものはあるかどうか、そこもお伺いしたい。

それと選挙費ですが、いろいろ無投票であっても諸経費かかるんだということ、もちろんわかります。ただ、例えば町長選の場合ですと、選挙管理委員会関係の報酬の方が12万6,000円ほどかかっているのですが、農業委員会も10万ぐらにかかっているのですが、吉田土地改良区の場合だと27万8,000円というふうに、報酬だけで見ればそうした支出がなされているのですが、こういった規模の違い、また範囲の広さといいますか、そういったものもあるのでしょうか、この報酬の違いというものはどういったところから出てくるのか、その辺だけでいいですから教えていただきたい。

あと公務災害の方は、全国規模でやっているということで了解いたしました。

以上、お願いします。

議 長 (大須賀 啓君)
財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

ふるさと応援基金のこれからの使途というふうなお尋ねでございます。これにつきましては、町内外にお住まいになられております方々からの非常に貴重なものでございますので、今現在は方向というふうなものはございませんけれども、今後ある程度一定の金額がまとまった時点でもってこの対応につきまして検討してまいりたいと考えているところでご

ございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 （千葉恵右君）

選挙の報酬のそれぞれの額の違いでございますが、これはもともと予算化していた金額から減額をする金額をここに明示させていただいておりますが、この報酬は選挙の投票立会人、あるいは開票立会人、あるいは選挙管理委員会の委員の報酬、そういったものを含めての計上になってございまして、農業委員会、それから吉田土地改良区の総代の選挙、町長の選挙、これらいずれも投票区の設定が違っておりますので、それぞれの立会人の人数はその投票区によって左右されますので、そういったものからの違いというふうになっております。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。14番中川久雄君。

1 4 番 （中川久雄君）

20ページですけれども、土地区画整理組合等貸付金。やはり我々もここに来て20年、職務柄そういうものに従事するものは適當ではないというふうな形で、我々事業をやっている人間もそういう職を辞退してやっているわけですから、その辺とかみ合わせた中で、やはり町民にきちっとした形のこの1億6,200万、その前にはその前の経過がございます。そして、西部開発でもそのような環境アセス、そして地盤調査。やっぱりそのようなものにかかっている経費がこれまでもあるわけですから、組合が来年に解散をし、かつ株式会社というような形であれば、やはり町民にもきちっとした形でお示しをしておかなくてはならないのではないかと。やはりそういうところには、会社そのものだって会長に就任するとか、やっぱりそのような形の中でこれまでいろいろ区画整理もされたようですが、やはりそのような面に面と向かってこの席に座れるという

ことは、非常に町民としてはいかなものなのかなというふうに思いますし、前者も申したとおり、その貸付金の利子、逆にその株主となっている執行役員の方々も、スタート時は西部、インターは減歩率48。ところが現状は58と。地権者の方も非常に頑張りながら解散に向けて努力をしたのはわかります。でも、その組合がなくなることによって株式会社に移行と。その間のそのものが、今度は国を使った中で町でそれを借り入れて無利子で貸すということは、町民の税金でございますから、ぜひ西部も絡んだ中で、そういう調査の結果、現在執行できない分、執行した分、その辺の示しをきちっとこれからやっていただけるのかどうか、その辺をお聞きしておきます。

議長（大須賀 啓君）
都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）
ご意見の内容につきまして、組合の方にお伝えをしてみたいというふうに思います。

議長（大須賀 啓君）
中川久雄君。

14番（中川久雄君）
組合も、もう来年になったら解散でしょう。ということは、流通がそれを後がまで、その株主そのものの方々もそういう意向でいくんだらうから、その辺のお話し合いが、どうしても事務的経費がかかり過ぎるといのであれば、これは理事長の力で事務員の給料を3分の1カットとか、1人とか2人とかという努力があってこれまで来たと思います。ですから、その辺はどうしても保留地が処分できないというそのものの中で、それではその保留地そのものを町で引き取って、町で何かの管理できますかということの打診もあったと思いますよ。ただそういうことではなく、結局採算的に1億6,200万そのものの決済ができないと。それを肩がわりするんなら借金をそのまま、この間ある大手の100億円のキャン

ブル騒動みたいな合わせ方ではうまくないから、その辺をきちっとした形にして進んでいかないとだめですよということをお聞きしているわけです。

議長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

今のご質問ですが、今回そういう形で区画整理組合を整理して、そして、新たな組織の中で今残っている保留地を処分していくということになります。

それで今回の場合は、区画整理組合というものについては解散をする。そして、民間の法人に土地を譲渡する。その譲渡する組織につきましても、地権者が半分入っているとか、出資をその地権者が出しておるとか、そういった地権者が大いにかかわりを持った組織でやってもらうということになっています。そして、この貸し付けにつきましては、10年間据え置き15年間で支払いというふうになっておりますけれども、販売があった場合には、その金額についてはすべて返済に充てるという条件がついております。賃貸につきましても、賃貸の場合はすべてということではない部分もあるのですけれども、そういったものについても返済に回すということで、その組織、団体が利益を得るといような目的にはなっておらないのが現実でございます。そして、あくまでもそういったものをできるだけ地権者の多くの方々、今特定多数の人が持っているわけでございますけれども、解散をしないとその保留地以外の土地も自由に使えない状況でございます。地権者の方がです。そういうことでございますので、それを解散をして、土地については、個人のものについては個人の方で自由に使っている状況にすると。本来の区画整理の大きな目的であった状況です。それをやるということ。そして、区画整理として残った工事代とかそういったものについて、保留地についてこの組織で責任を持って処理をしていくということです。それで、それについて、町でも無利子という形ではございますけれどもやっていくということです。

民間企業にということで、そこだけ見ればそういう話になりますけれども、この企業につきましては、あくまでも保留地を処分するという組織、目的があつての組織でございますし、また今回そういうことによりまして今度は登記されます。登記されますと税金も発生するということになります。また借入れも、町だけではなくてほかからも借入れをするところがございますけれども、そのことにつきましても担保が発生します、担保の権利が出てきますので、そういったことで借りるのにも有利といえますか、その団体にとっては有利といえますか、そういった状況にもなってくるということでございますので、そういった意味合いで町としてもこれまでのまちづくりの経緯もございますし、町も一緒にやってきた経緯もございます中で、地権者の方々、そして今後処分しやすい体制にするのに一番いい方法としての考え方としてその制度を利用したということでございます。

もちろんそのことで25年間ただ単に待っているということではなくて、さっきも申しましたとおり、売れた段階ですべて返済に充てるということ。早くおさまればそれで返済をどんどん先にやってもらうということも制度的になっております。そういうことでございますので、決して新たな団体の人が営利のための状況でこれを進めることではなくて、したがって町としても営利目的のための土地利用のお手伝いをするということではなく進めていくということでございますので、そこをご理解いただきたいというふうに思っております。

なお、町としましても、今後、必ずしもすぐ売れるかどうかというものについては、こういう状況でございますので、町も、また団体も販売すべく努力するというふうに思っておりますけれども、抵当などの設定とか、そういったものをきちっとやった中で間違いのないような対応をしっかりとってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)
中川久雄君。

1 4 番 (中川久雄君)

中身はわかりました。ぜひともそのような形で地権者の方々もそのよ

うな自分のもの、そして保留地の場合ですと、ただ町長、これもしこの会社に引き継いだ中で保留地が自分の思惑どおりの単価で売れなくて、再度その金額に満たないというようなことがあった場合には、今度は株式会社の方でいかような対策をするのか、どうしてもその保留地が欲しいんだけど、どうしても値段が折り合わない。何とか町で手助けしてくれないかという冗談みたいなそういうことがなきにしもあらずでないのかなと。その時期までに解散できなければ、できないなりの返済金が残っているわけですから、やはりそういうものの自分たちが1億6,200万そのものの価値の保留地があるとした場合、今後大和町は伸びると言われますけれども、地域的に場所的にこの場所ならいいんだけど、これだけの予算でしか執行できないといった場合には、まだその会社からの情報なり、その分の値引いた分はどういうふうになるんだと。それは借りた方の返済だから、それは満額返してもらいますよというのはわかるんですけども、結局また値引きに値引きを重ねられたら、その会社だってまた大変になるのではないのかなと。ぜひともその辺の保留地処分に対しても、町の協力があって、そのようなものが今までもあったわけですから、みんな努力して。ぜひともそういう方向にならないように再度お願いをして終わります。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今後の処理につきましては、その民間企業といいますか、そこがやっ
ていくところでございます。

今回、組合から民間に移るに当たって、組合から譲渡するわけござ
いますけれども、この部分につきましては、現在保留地価格より1割引き
での譲渡というふうに聞いております。その分の差額は、地権者の方々
が現金をもって支払ってその差額を埋めるということでございまして、
民間に行くに当たっては、現在の価格よりも低くなっております。今後
の販売は、そういったところも戦略的に入ってくるんだというふうに思
っておりますし、今までも町で土地代に補助ということはやったことが

ないところがございますけれども、その辺は新しい組織の方で、会社の方できちっと処理していくものというふうに思っております。

議長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。8番堀籠日出子さん。

8番 （堀籠日出子君）

今までのこの貸付金の説明の中で、私の理解が間違っていたら失礼だと思うのですが、この貸付金は、保留地を処分して組合を解散するために貸し付けしようされているんだと私は思うのですが、何かこれをずっと聞いていると、組合から法人に単に振りかわっているのかなと思った中でいろいろお話を聞いているうちに、保留地を処分して組合を解散するための貸し付けだというふうに私今理解したのですが、もしその理解が間違っていなかったらですが、そうした場合、今後ほかの組合でも保留地を処分して組合を解散したいという、そういう例というのは出てこないのでしょうか。そういう心配はないのでしょうか。

議長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

今回の制度は、組合にとりましては、管理法人の方に保留地を買っていただくわけですから、組合にとっては保留地がすべてなくなるという形態ですので、したがいまして組合は解散できる状況に整うということでございます。ですから、その保留地を買う資金として管理法人に対して融資をしますという制度でございます。そのことによって組合が早期解散できるという制度でありまして、ほかにも利用できることになるかということになりますと、法人としてのその資格を有するところであれば、そういった形が可能というふうになります。地権者の出資が2分の1以上の法人で実績もあるというふうになりますと、それも対象になってくることもあります。ただ、今回の規則の中では、どこの保留地かと

いうことをしっかり明記しようということで、今回は大和インターと周辺の土地区画整理組合の保留地というふうにさせていただいております。次があれば次の段階で検討するというような形になるかと思えます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにありませんか。17番大崎勝治君。

17番 （大崎勝治君）

災害復旧の件についてお尋ねするわけでございますけれども、今回、下水も発注、その上の舗装も一部発注という形で進められているわけでございますけれども、そんな中できょうも初雪が降ってきました。この除雪に関して、どんな考えでやっていくつもりなのかその内容について、あれほどマンホールもぼんぼんと上がっているわけですし、さらには下水が歩道上に埋まって歩道が大変傷んでいるということもございます。そんな中での除雪の考え、ちょっとお尋ねをしておきたいと思えます。

議 長 （大須賀 啓君）

大崎議員、除雪はちょっとここから外れるのですが。都市建設課長。

都市建設課長 （高橋 久君）

まず、災害復旧の関連で除雪ということでございます。

除雪に関しては、例年どおり町内の町道に関しまして、それぞれの町内外ですけれども、建設業の皆さんにご協力いただいて担当していただくことに決まりました。

要は、災害箇所でもマンホールが隆起していたり、そういった箇所があった場合の除雪、そういったことも懸念され、オペレーターに対しても相当危険が伴う作業に入るわけですので、危険箇所については事前に補修して行うこととしておりました、各業者にも危険箇所について点検をしていただいております。気づいたところがあればすぐ、その業者あるいは町の方に連絡していただければ、すぐ直していくというふうな形にしております。間に合わない場合につきましては、わかるように明示しようということで、例えば隆起している箇所があればそこに目印を立て

るということで、今回ポール状のものに赤い布をつけて危険だよということでオペレーターにわかるようにするようにはしております。

また、歩道でまだ治っていない部分もございますので、そういったことでもその危険箇所について知らせる形をとっておりますので、十分に注意してやっていただくように今回のお知らせでも注意喚起をさせていただいているところであります。そういった形で、注意しながら除雪を行っていきたいというふうに思っております。

議長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。3番伊藤 勝君。

3 番 （伊藤 勝君）

私も災害復旧費の中で、2款2項環境災害復旧費の13目委託料ということで震災ごみ9,000トンとありますけれども、この9,000トンの内訳、どのような処理をしたのか、業務委託の7,135万7,000円というものがありますけれども、その内訳。またこれに関連しまして、間もなく震災ごみの受け付けが12月20何日で終わる予定になっておりますけれども、まだまだ町内にはブルーシート、また職人等が見つからなくて、そのままの状況で手つかずというようなところもたくさんあります。そういう部分で、今後この震災ごみの取り扱いについて、12月で本当に決めるのか、それとももう少し延長してもらえるのか、その辺確認いたします。

議長 （大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長 （菅原敏彦君）

それでは、議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、9,000トンのお尋ねでございましたので、今推計量を出しておりますけれども、週一で県の方に推計量報告というふうになってございますので、毎週の搬入量をもとにして推計量を積算していくということですので。推計量からしますと、可燃物で4,000トン、不燃物で500トン、粗大ごみで400トン、瓦れきで4,500トン、9,000トンを超える9,400トンまで

一応推計してございますが、日々これは週ごとで変わるというふうな状況になってございます。これにつきましては、今現在処分も進めておりますので、搬入の期限というふうなことで再度お尋ねがございまして、12月28日に一般の震災ごみについては終了させていただいて、閉鎖を予定してございます。

なお、解体の建築物の被災ごみにつきましては、12月28日でもって申請受け付けを終了予定しておりまして、その後3月末まで解体ごみは受け入れて処分をすると、同時並行的にということ、一般ごみについてはまだまだ手つかずの家庭もあるというふうには聞きますけれども、とりあえず処分の計画とすれば、町の処分計画というものを定めておりまして、年度間というふうな形で国にも県にも報告しておりますので、最大限の搬入時期の設定ということで10月から2カ月間延長しての12月28日と設定をさせていただいたところでございます。ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)
伊藤 勝君。

3 番 (伊藤 勝君)

今のお話だと、解体ごみを3月末まで受け入れるということですね。その場合は、前もって申請とかなければならないのか、お伺いいたします。

議長 (大須賀 啓君)
環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長 (菅原敏彦君)

今のお尋ねでございますが、12月28日でもって一般の方の震災ごみの受け入れを終了させていただくということでの閉鎖というふうにしてございます。それで、解体の申し込みは年内中ということで12月28日まででございます。ただ、申請を受けても、決定通知などはその後になります。

すので、3月まで解体のごみは町の方で受け入れさせていただくというふうにさせていただきます。

以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

ほかに質疑ありませんか。11番鷓橋浩之君。

11番 (鷓橋浩之君)

19ページ、道路新設改良費の15節、これは計画見直しで減額という説明がございました。何を見直したのか、どのような見直しをされたのかお伺いをします。

それから、災害復旧費の関連なんです、土木災害で補助災害査定で追加の分があったんだと。それから、まだ今まで見ていなかった分もあるんだというようなことなのですが、1億7,965万円ですか。この請負費の内容をもう少し詳しくご説明をいただきたいと思います。

それから、再三お話が出ておりました法人保留地の資金の関係なんです、私は、早期の解散のためによくぞここまで思い切った行動に出たものだなというふうに思います。

これはどうなのでしょう。国の制度というか、あくまでも認められたこういう制度が前々からあったのか。この制度そのものの背景です。

それから、本町では初めてこういうものを使うんだと思いますが、恐らく残っている組合などは、まだまだ大変な組合もあるわけなんで、これから本当にこういった制度というものを大いに利用していかなければならないというような部分があるんだろうと思いますけれども、ただ、先ほどから議論になっておりましたように、これは融資というふうになるんだと思いますけれども、解散するために法人が残りの保留地を取得して、それに対する融資というふうに理解をしているわけなのですが、一部利子補給というふうな部分で、補助というふうな部分もあるんだろうと思います。

再三先ほどから、議員というふうな立場のこともあるというようなお話もあったわけですが、そうしますと、これは本当に議員の倫理に触れるような大変大きな問題も抱えてくるんだと思いますけれども、議員の倫

理というのは自治法の92条の2に倫理規定はされているわけなんです、その辺自治法とそれから関係法令、いろいろ見て、あくまでも合法的に、何の問題もないのかどうか。胸を張ってこの事業を町で取り上げて推進できるというふうに言えるのかどうか、その確認だけをひとつさせていただきたいと思います。

議長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

1点目の防衛事業の見直しの件でございます。これにつきましては、当初予算の段階では、概算として予算化をしておりました。それで、工事予定箇所等についても継続事業等も含めて予定をしておったところがありますが、地震によりまして、その工事に移る前の段階、測量ができなくなったというような状況もあったところがあります。例えば百目木線とか、本来成果としてあがってきて、それを工事に移すというような状況を予定しておったのですが、それが全くできなくなったということで事業の内容を見直しして、今回総務まちづくり課の資料としてお配りしておりました事業の内容に変更したというような経過がございます。

それから、補助災の内容でございます。今回の増額となった部分につきましては、震災当初から概算としてとってきた工事費の積算が積み上がってまいりましたので、最終的な工事費として今回補正をお願いしたところでありまして、総額では7億7,600万ほどに工事費としては今回なったと。これで道路あるいは河川の部分についての工事費全体が今回の額で固まってきたということでございます。災害につきましては、途中で何度も余震等もございまして、形状も多少変更した部分もございしますが、その部分を含めて原形復旧のための経費ということでございます。

それから、法人保留地の関係でございます。

制度につきましては、都市開発資金の貸し付けに関する法律の施行は、昭和41年からございました。改正を重ねて平成22年の改正で現在のようになつてございます。そういった意味で、長い歴史の中にあつた制度だというふうに思っております。

それから、議員さんのことにつきましての、地方自治法92条の2の関係でございます。規定の中では、請負をする者というふうに規定をされているところであります。したがって、地方公共団体とその議員において請負関係があるかどうかということが法令上は規定されているところであります、それに抵触する場合はだめですというふうなことでありますので、請負関係になれば合法というふうな判断を法的にはされているということでございます。

以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

鷗橋浩之君。

1 1 番 (鷗橋浩之君)

最初に防衛の問題なのですが、見直した箇所、例えば百目木線というふうなお話があったんですが、百目木線については、それこそ防衛のSACOで改良した路線ですよ。この百目木線を見直したというのは、ちょっと確認の意味で。その説明でいいのかどうか。

それから、災害事業についてなのですが、これでほとんど拾っている分が終わりなんだろうとは思いますが、余震等々で増加をしてきたということ、理解もしているわけなのですが、今、これは土木施設ですから道路、橋梁等々が該当しているんだと思っておりますけれども、ここで予算化をして、これから契約の手続に入っていくんだらうと思っておりますけれども、契約の手続の時期あるいはこれからそれに入りますから、工期等はどのような形で契約がなされるのか。まだ手つかずの公共施設、道路等があるわけですから、一日でも早い復旧というのを町民が願っているところなので、その辺のところをお聞かせいただきたいと思っております。

それから、さっきの資金の貸し付けの問題については、この件については融資補助、契約には当たらないというふうに理解してよろしいわけですね。92条の2には、議員の倫理には該当しないというふうに理解してよろしいんですか。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

1 点目の防衛の補助事業の関係でございますが、事業の実施に当たって、今回の震災も踏まえて実施化について再度検討した中でのものがございます。S A C Oそれから調整交付金の防衛の補助事業のやりとりの中でそういった事業の選択があったというものでございます。

それから、災害復旧工事でございます。全額について今回予算化をさせていただこうというものでございますけれども、契約の今後の手続きでございます。これから発注する箇所もでございます。しかしながら、下水道との調整の中で、その発注時期が来年になってできるものがどれだけあるのか、あるいは工事として冬期間の工事の進捗も懸念されるところでありますので、年度をまたがって発注する部分も当然出てくるものというふうに思っております。そういった中で、無理のない発注もしていないといけないし、受注側の状況も勘案していかないといけないというふうなものもございますので、受注側の状況も見ながら逐次発注をしていきたいというふうに考えておるところでございます。したがって、新年度になって発注する工事も、現段階の中では出てくるものというふうに思っております。

それから、地方自治法の92条の2の請負に該当するかということですが、今回は請負ではございませんので、これには該当しないというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

鶉橋浩之君。

1 1 番 （鶉橋浩之君）

百目木線でよかったですか。見直し路線。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

百目木線ではなくて柿木線でした。済みませんでした。おわびして訂正させていただきます。

議長（大須賀 啓君）

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第66号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（大須賀 啓君）

暫時休憩します。休憩時間は10分間とします。

午後2時47分 休憩

午後3時00分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4「議案第67号 平成23年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計

補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第4、議案第67号 平成23年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第67号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第68号 平成23年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第5、議案第68号 平成23年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第68号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第69号 平成23年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第6、議案第69号 平成23年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第69号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第70号 平成23年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第7、議案第70号 平成23年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第70号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第71号 平成23年度大和町農業集落排水事業特別会計

補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第8、議案第71号 平成23年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第71号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第72号 平成23年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第9、議案第72号 平成23年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
ないものと認めます。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。
これから、議案第72号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)
起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第73号 平成23年度大和町水道事業会計補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第10、議案第73号 平成23年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。11番鷓橋浩之君。

11番 (鷓橋浩之君)

今回の補正予算で、当初計画されておりました根古若畑の浄水場、これの整備といいますか、改修といいますか、これを見送ることによる6,510万円が計上されております。いろいろな説明ではよくわからなかったのですが、クリプト何とかポリジウム菌云々というような話もありましたし、これはどんな菌なのか。さらに、水源についても検討しなければならないというようなこともお話の中にありました。

これは当然この簡易水道、整備をしなければならないというようなことで、必要に応じて予算化、当初予算が組まれたものだと思いますけれども、今回の見送りに至った経過、理由、もう少し詳しくひとつお話をいただきたいなというふうに思います。

あわせて、根古若畑の浄水場関連の利用世帯がどのようになっているのか。そういったことも伺いをしておきます。

議長（大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長（堀籠 清君）

根古若畑の簡易水道事業の整備、今年度当初予算計上しまして、今回見送るといったことについての経緯といたしますか、そういった部分のことについてご説明をさせていただきたいと思えます。

根古若畑簡易水道事業、今年度の整備につきましては、浄水場の整備といたしましてクリプトスポリジウム対策、これにつきましては病原性の原虫というふうなことで、塩素の滅菌消毒におきましてはなかなか死滅されないというふうな類の病原菌でございます、安全・安心な水を供給するというふうな観点から、今年度紫外線による浄水の機能を向上させた整備を行うというふうな予定、計画をしてございました。そういった中で、今回の3月11日と4月7日、東日本大震災、4月7日の大きな余震といった中で、水源、その上流部分からわき水、湧水を取水いたしまして、この根古若畑簡易水道事業、水をつくりまして供給をしているというふうな状況でございます。その水源が被災を受けまして、濁り、濁度の上昇が数カ月おさまらなかったというふうなことがございました。そういったことで数カ月若畑地区、給水区域エリアに対しまして給水車等によつての給水活動を実施したわけなのですが、なかなかおさまらないというふうなことがあったものですから、升沢からの簡易水道、そこからの水をバイパスでつなぎまして若畑地区へ暫定的な形で給水をとというふうなことで対応し、その後、若畑への給水、バイパス管設置をいたしたのが4月29日、そこでバイパス管が設置されたのでとりあえず給水活動はそこで一応終了したというふうなことでございました。

そういったことで暫定、升沢簡水から水を供給しながら経過を見ておったのですが、なかなかその後も若畑簡易水道の原水の濁りが取れなかったというふうなことがあって、それに約3カ月間を要したというふうなことがございます。

そういった中で今年度整備を予定しましたクリプトスポリジウム対策、塩素によって死滅しない病原性の原虫ですが、それらの整備を予定はしたのですが、水源そのものがそういった状況であるならば、将来恒久的

なものとしての水源としていかなものかというふうな、今後いつ起こるかわからない再度の地震、そういったことも考慮してというふうなことを踏まえて、その辺を考慮して今後の整備のあり方、基本的な部分でも見直しの必要性があるかというふうなことで事業を見送ったというふうなことでございます。

あともう一つ、利用の世帯というふうなお話でございました。今現在の利用世帯につきましては、少々お待ちいただきたいと思います。これは利用世帯ではないのですが、平成22年の6月議会において、クリプトスポリジウム対策の浄水施設整備、施設の内容を変更するというふうなことで条例の改正を行ってございます。その中で、根古若畑簡易水道事業の給水人口、従前203人であったものを180人に改めて浄水施設の整備に対応したというようなことで条例改正を行ってございます。この180人が、今現在の給水人口というふうな位置づけをしてございます。実際の利用世帯数、ちょっと今その資料を持ち合わせていないので、全体の給水人口というふうな部分でのご説明にかえさせていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

議長 (大須賀 啓君)
 鶉橋浩之君。

11番 (鶉橋浩之君)

クリプトスポリジウム、これは塩素では死滅しないんだというようなことで、紫外線を当てれば死滅するという菌なんですか。今の説明でそういうふうに思ったわけなのですが。その対策をやっていたところに震災で水源がそういう形になったというようなことなので、見直しせざるを得なくなったというようなことなのですが、これはたしか補助事業に当たるわけですね。その辺を含めてなのですが、そうすると補助事業そのものを見直して別の対策を今後考えていくのか。さっき説明の中で升沢の簡易水道からバイパスで暫定的に給水の暫定工事も行ったというようなお話もあったわけなのですが、ご案内のように升沢については升沢、嘉太神、沢渡3地区にというようなことで、相当の金額、数億の経費を投入して整備をしたのですが、結果的に防衛の移転で、現在は沢渡

だけでしか使っていないというような経緯もあるわけなのですが、根古若畑地区の水源がそういう状況だとすれば、もう完全に升沢地区の簡易水道を利用するとか、あるいは沢渡で八志田からこっちから上水道をジョイントしている部分もあるんですよね。したがって、升沢の水源あるいはこっちの南川からの水源、そういうものに切りかえるというようなことは考えられないのかどうか。この辺も含めてお伺いをしておきますし、あくまでも計画どおり今後の動向を見ながら、根古若畑の水源を使っていくのかというようなことも伺っておきたいと思います。

それから、給水人口180人というふうなことなのですが、この180人の中には、エリアが180人ととらえればいいのか、実際に使っている人口が180人ととらえればいいのか。あわせてこの地区には行政組合の焼却場がございます。あそこの水などはどのようになっているのかも参考のためにお聞かせをいただきたいと思います。

議長 （大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 （堀籠 清君）

それでは、ただいまの質問のお答えをさせていただきます。

根古若畑簡易水道事業のクリプトスポリジウム対策、その整備につきまして、補助事業かというふうなご質問。そのことにつきましては、補助事業ではなくて起債事業というふうなことで予定をしたものでございます。ですので、整備の事業費と合わせまして起債、借り入れ、それも今回の補正でもって減額の補正をしたいというふうな内容でお願いをしたいと思います。

それから、升沢簡易水道と暫定的な形で給水をし、今現在は根古若畑の原水の部分につきましては、その濁りがおさまっておりますので、根古若畑の本来の姿で給水はいたしております。ただ、将来いつ起こり得るかの地震に備えてのことも事業計画の中で考えていかなければならないというふうなことなものですから、議員さんお話しのように、升沢簡易水道との接続とか、それも一つの選択肢としては出てくると思います。今の根古若畑の取水、その水源、それを利用できるかどうか。それも、

ただ場所の移動というのはなかなか困難だというふうには思いますが、それも一つの考えかと思えます。

あとは、簡易水道ではありますが、上水との統合、これも一つの選択肢というふうな、そういったありとあらゆる可能性の中で今後その辺を、効率性なり、効果なりを総合的に考えながら検討していきたいというふうに考えてございます。

あと給水人口180人、これについてはエリアの人口でございまして、今現在使われている人口というふうなことではなくて、計画の人口というふうなことでご理解をお願いしたいと思えます。

あと黒川行政組合さんの焼却場、そちらの方へはこの若畑簡易水道の水を供給してございます。

以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第73号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第74号 指定管理者の指定について

(大和町ダイナヒルズ公園の設置及び管理に関する条例に基づく施設)」

議長 (大須賀 啓君)

日程第11、議案第74号 指定管理者の指定について(大和町ダイナヒルズ公園の設置及び管理に関する条例に基づく施設)を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑

に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第74号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第75号 指定管理者の指定について

(大和町緑地等利用施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設)」

議長 (大須賀 啓君)

日程第12、議案第75号 指定管理者の指定について(大和町緑地等利用施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設)を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第75号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第76号 指定管理者の指定について

(大和町七ツ森陶芸体験館の設置及び管理に関する条例に基づく施設)」

議長 (大須賀 啓君)

日程第13、議案第76号 指定管理者の指定について(大和町七ツ森陶芸体験館の設置及び管理に関する条例に基づく施設)を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第76号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第77号 指定管理者の指定について

(大和町四十八滝運動公園の設置及び管理に関する条例に基づく施設)」

議長 (大須賀 啓君)

日程第14、議案第77号 指定管理者の指定について(大和町四十八滝運動公園の設置及び管理に関する条例に基づく施設)を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第77号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第78号 指定管理者の指定について

(大和町都市公園条例に基づく施設)」

議長 (大須賀 啓君)

日程第15、議案第78号 指定管理者の指定について(大和町都市公園条例に基づく施設)を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第78号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16「議案第79号 指定管理者の指定について(大和町認知症高齢者グループホーム条例及び大和町デイサービスセンター条例に基づく施設)」

議長 (大須賀 啓君)

日程第16、議案第79号 指定管理者の指定について(大和町認知症高齢者グループホーム条例及び大和町デイサービスセンター条例に基づく

施設)を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。16番桜井辰太郎君。

16番 (桜井辰太郎君)

この指定管理者制度を導入してから6年ほど経過しているわけですが、この指定管理者制度については、民間企業の活躍ができる領域を広く、そして雇用が多く保てるというふうなことなどもあり、また、この事業というのは、効率よくどんどんコストが下がり、住民サービスができるという、そういう目的などもありました。この制度導入から6年たちまして、運用がなれっこになっているんじゃないかというふうに懸念される部分もございます。

特に今回のデイサービスセンターにつきましては、指定管理料というのは無償であり、管理者が管理料あるいは利用者の権限等も一部いろいろな形で運用できるという事業でもありました。ですから、この事業がどのように定着して、どのように進められているのかということについて、やはり検討していかなければならないというふうに思っているのは皆さんも同じだと思っています。この利用料金は、さっき申し上げたように無償でございますから、利用料金はすべて管理者の中に収納できて、その利用料金の裁量や一部利用とかそういうふうな行政処分についても裁量権があるわけでありますから、今回3年で計画を立てておりました事項が5年間になったわけでありますが、その5年間になった理由、そしてこの管理者制度を設置したわけでありますが、デイサービスセンターを請け負った福祉法人、この福祉法人には一つしか申し出がなかったというところから、今までもいろいろな形で事業報告などもさせながら、きちんとした評価をしてきたものというふうに私は思いますが、その評価の評点はどういう形で今回推薦するようになったのか。一部でも結構ですからご報告をいただきたいと思えます。

さらに、今回の管理に当たっては、今までよりも、例えば管理費が削減できるような項目というのは今回提案されておったのか、そういうことなどもございましたらご報告をいただきたいと思えます。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長（瀬戸啓一君）

お答え申し上げます。

この指定管理者、永楽会さんをお願いしているわけでございますけれども、これにつきましては議員今お話しのとおりでございます。まず一つの経営の中身等々につきまして、これまでというよりも一つの制度に基づいた中で行っておりますけれども、まず宮城県の福祉部等々によります外部評価委員会というものが設定されておまして、この方々によりまして、2年に1回のチェック見直し、経営の安定性についてのチェックが行われている、ご指導が行われているという内容で、それを十分にクリアされているというのが一つございます。さらに、この永楽会さんは、独自に評価を外部の方々に委託しまして、これも県の評価の入らない年の隔年の間に入りまして、委託をして、これも2年に1回チェック、指導を内部で独自に行っていると。第三者によるチェックも行っておまして、その内容等につきましては、お聞きする限りでは大分安定した経営の中で行われているという内容についてお話を承っております。

それぞれグループホームすずらんさんで年間2,900万等々、デイサービスで四千何百万等行っておりますけれども、それは安定経営の中で行われているようでございます。

さらに、ただいま3年から5年というお話もございましたけれども、これにつきましても近隣の市町村等々の中での比較とってはあれなのでございますけれども、まず3年間というのは一つのこういうデイサービス、グループホーム等を運営する中で、やはり3年の中で切りかわるという、3年の中で経営していく中ではいろいろ厳しいものがあるという中で、他市町村の方でも5年ないしは10年というお話も承りましたことより、やはり経営の安定性、それから職員の皆様方のレベルの向上というものに配慮いたしまして、3年間から5年間という形で今回お願いしたところでございます。

このたびの公募、3週間ほど公募を行ったわけでございますけれども、

現在管理をしております永楽会様が引き続きお願いしたいというような内容で上がってきております。その申し込みの中で、いろいろプロポーザルといえますか、計画の説明をお聞きした中におきましては、安定経営はもちろんでございますけれども、新たな方々をデイサービス等々などにつきましてもさらに受け入れられる状況の、余裕とまでは言いませんけれども、それなりのものを整えているという点につきまして、それらについては審査員の皆様方にも全部合格点をいただいたという内容でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
桜井辰太郎君。

16番 （桜井辰太郎君）

施設運営管理の今回の計画の中には、サービスを向上しながら削減できる分について努力していきたいという項目が回答の中にはございませんでしたが、そのことがやっぱり、民間に指定管理をするということについては大変重要なところだと思いますが、そのことについて計画の中で、提出の中でございましたら説明をお願いいたしたいと思います。

それから、ただいま外部監査ということですが、チェックするということは、何か私の調べたところによると62項目ほどありまして、大分厳しい審査があるようでありますけれども、そういうふうな形で、一番は安定経営じゃなくして、どう利用者にサービスを提供できるかというところだと思います。そういうチェックがなされたのではないかというふうに思いますけれども、この指定管理につきましては、条例や協定、そういうものについて十分なされているかということについても調査をしなければならないわけにありますから、その条例や協定に基づいた、沿って適正に運営されているのかということも、課長の調査の結果どうなのかということ、その2点についてお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 （瀬戸啓一君）

過般の審査会の中におきます永楽会様等々の内容、計画の説明の中でございますけれども、まずサービスの向上につきましては、前向きというよりもよりよいサービスの方向に向かうという内容、詳しい項目一つ一つは大変申しわけございませんけれども、資料を持ちかねておりますけれども、そういう中でサービスの向上につきましてはよりよい方向に向かっていくという内容で判断をされました。それから、一つの制度、条例等に基づく運営といたしますか、そういう制度に基づく運営についても、それは十分にクリアされているという、その項目はすべてクリアされておったという内容でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
桜井辰太郎君。

16番 （桜井辰太郎君）

わかりました。そうすると、評点もあるだろうけれど、評点というのはどのくらいなのか、あるいはこの審査、あるいは外部監査というものを公表していくことも必要ではないかというふうに私なりに思うのですが、その2点について再質問いたします。

議 長 （大須賀 啓君）
保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 （瀬戸啓一君）

その外部評価等々の内容につきまして、その公表、外部に対する公表というものにつきましては、その制度そのものも確認の上、さらには、当然のことでございますけれども、永楽会様の了承を得ながらもその制度上どの程度といたしますか、大変恐縮でございますけれども、どの辺まで公開できるものかも含めまして勉強させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。14番中川久男君。

1 4 番 （中川久男君）

この説明資料そのもの、委員数で10名、外部委員3名、町職員7名。この町職員、外部委員、そのメンバーの公表できる範囲内をお知らせしていただきたい。

そして、まずずらんであろうと、これはその施設を管理するそのものの方々ですから、非常に一生懸命頑張っておられます。ただ、全体のこの議案の74号から78号まで、その中で結局公募によらない選定をするものであると。そして、74号から78号は、お金ないので見込みないんですけれども、これまでの管理料に対しての見込み額、このものが全体的にどれほど下がっているものか。ということは、下がる上がるではないです。その事業を執行していただくわけですから、ただ、今後町としては、すばらしいシルバー人材センターなりの大きな組織が出ています。そういったことも、これからのまちづくりに対して、この第三セクターそのものをどのように町で今後進めようとするのか。やはり、その時期に合ったそのものももう考える時期でないのかなと。まずもってこの構成メンバー、そして、今度は選定する管理料の前年度の見込みとことしの見込みがいかようなものなのか、そして、こういう人材センターなりができたことによって、第三セクターそのものをどのように町でまだ進めようとするのかをお聞きします。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 （瀬戸啓一君）

それでは、1点目のご質問にお答え申し上げます。

まず、指定管理者の候補者の選定委員のメンバーでございますけれども、委員長としまして副町長、副委員長としまして教育長、委員としまして総務まちづくり課長、財政課長、都市建設課長、教育総務課長、あと担当課長の私という形です。それから、外部の方々につきましては、

介護保険運営委員会の委員長、副委員長、さらに保健推進員さん方の代表の委員ということで3名の方をお願いしまして、合計10名の選定委員でもって審査をさせていただきました。

議長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第79号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17「同意第6号 監査委員の任命について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第17、同意第6号 監査委員の任命についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

同意第6号でございます。

監査委員の選任につきまして、下記の者を監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、住所、大和町〇〇〇〇〇〇〇〇、氏名、渡邊 仁、生年月日、昭和〇〇年〇〇月〇〇日でございます。

別添議案説明資料をごらんいただきたいと思います。渡邊氏につきましては、学歴、職歴、役職歴、ごらんのとおりの方でございます。

選任の理由につきましては、平成23年12月23日に現在の三浦春喜代表

監査委員が任期満了を迎えるところをごさいますて、その後任といたしまして渡邊氏につきまして議会の同意を求めるものでございます。

渡邊氏につきましては、昭和48年に東北学院大学法律学科を卒業されました後、小竹司法書士事務所に勤務されまして、昭和49年に司法書士試験に合格されております。52年に独立をされまして、司法書士事務所を開設いたしまして現在までご活躍されておられます。そういった活動をされる傍らで、大和町の情報公開審査会委員等を歴任していただいております。この豊かな知識、経験、そして公正なる職務遂行に当たって職務を遂行していただけるものと考えまして、監査委員として選任をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これから同意第6号を採決いたします。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は、私を除いて17名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番藤巻博史君及び2番松川利充君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。

本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は反対とするものとします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

異状ございませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番藤巻博史君及び2番松川利充君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 17票

有効投票 17票

有効投票のうち

賛成 14票

白票 2票

反対 1票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、本件は原案に同意することに決定されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第18「請願の取下げについて」

議長（大須賀 啓君）

日程第18、請願の取下げを議題とします。

総務常任委員会及び産業建設常任委員会に付託し、審査中の請願第1

号 現区画整理組合事務所の存置延長に係る請願については、請願者から取り下げをいたしたいとの申し出があり、お手元に配付しているとお
り、これを受理したものであります。

お諮りします。

請願第1号については、申し出のとおり取り下げを承認することにご
異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、請願第1号の取り下げは承認すること
に決定しました。

**日程第19「請願第2号 杜の丘地区内への公民館並びに防災センター建設に
関する請願書」**

議 長 (大須賀 啓君)

日程第19、請願第2号 杜の丘地区内への公民館並びに防災センター
建設に関する請願書を議題とします。

朗読を省略して、紹介議員の説明を求めます。12番上田早夫君。

12番 (上田早夫君)

紹介議員を代表しまして、私上田が説明させていただきたいと思いま
す。

紹介議員は、私をはじめ秋山議員、浅野議員でございます。

この文章を読んで、その内容とさせていただきたいと思えます。

請願の趣旨と理由

第1、大和町第4次総合計画（平成21年から平成35年までの15年間）
には杜の丘地区にコミュニティセンターの整備が策定提示されておしま
す。

2、ご承知のとおり、近年大企業進出に伴う杜の丘地区は加速的人口
増加が顕著になってあらわれております。

3、平成23年9月末現在、杜の丘地区人口2,000人、世帯数700世帯。
現状の推移から、今後ますます増加が予測されます。

4、もみじヶ丘1丁目町内会から杜の丘町内会までの人口、世帯数は、

大和町全体の23%を有しております。

5、杜の丘1丁目町内会は来年4月、分離独立し、2丁目町内会、3丁目町内会が新設されます。

6、今回、東日本大震災によるもみじヶ丘1丁目から杜の丘町内会住民の避難状況は、3月11日から3月13日までの3日間で延べ1,500人です。そして、小野小学校体育館に1,200人、もみじヶ丘3丁目児童館に300人が避難したという状況でございます。

7、敬老会開催は各町内会会館が狭隘のため、毎年増加している新規会員等の収容には大変困惑している状況でございます。

8、施設完成の暁には広域的、多目的有効活用、積極的取り組みが期待されます。

結論

杜の丘地域は近年加速的人口増大にかんがみ、時代の急速な変化に機敏対応した公共施設の建設促進は必須な条件であると思感いたします。

実は、平成21年に、もみじヶ丘1丁目町内会から杜の丘町内会に在住する方々を対象に杜の丘地域内に公共施設建設に関するアンケート調査を実施いたしました。

回答者の75%が「公民館併用防災センター」の早期実現を切望しております。

「備えあれば憂いなし」「後悔先に立たず」のことわざを肝に銘じながら、以上の事項を何とぞご賢察いただきまして早期建設が実現しますよう格別のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、請願書記載のとおり、宮床全地区12区長でございます。よろしく願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

お諮りします。

ただいま議題となっております請願第2号は、総務常任委員会に付託の上審査をし、さらに閉会中の継続審査もできることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、請願第2号は、総務常任委員会に付託

の上審査し、さらに閉会中の継続審査もできることに決定しました。

日程第20「請願第3号 大和町スポーツ施設に関する請願書」

議長（大須賀 啓君）

日程第20、請願第3号 大和町スポーツ施設に関する請願書を議題とします。

朗読を省略して、紹介議員の説明を求めます。6番高平聡雄君。

6番（高平聡雄君）

お手元の資料をごらんになっていただきたいと思います。

平成23年12月12日。紹介議員高平聡雄以下記載のとおりでございます。

請願者、大和町落合蒜袋字沢目38番地、大和町スポーツ少年団連絡協議会会長相澤
義明。

請願の件名は、大和町スポーツ施設に関する請願書でございます。

一番最後のページをごらんになっていただきます。

請願の趣旨

大和町スポーツ少年団連絡協議会の活動に対し、日ごろご理解とご協力を賜りまことにありがとうございます。深く感謝申し上げます。未来を担う大和町スポーツ少年団の子供たちの心身の健やかな成長、そしてそれにかかわる親子・親同士の交流、さらには地域振興の一助となるために以下の項目を請願いたします。

①大和町スポーツ少年団は22団体、約450人の子供たちが登録し元気に活動しております。普段の活動場所として大和町の施設を利用させていただいておりますが、各スポーツ少年団の運営費を軽減し、より多くの子供たちとその家庭にスポーツ少年団活動へ参加いただくためにも、大和町スポーツ少年団登録チームの町内施設利用の無料化と、大和町スポーツ少年団登録チームが優先的に施設の利用ができるようお願いいたします。

②大和町スポーツ少年団の野球・ソフトボール団体は、小学校から中学校まで11団体、約200人が登録しており宮城県内でも有数の団体数と登

録人数ですが、大和町内の競技施設面は、施設数と設備面で宮城県大会や全国大会等の公式大会開催が難しい状況であります。また、日々の練習活動面では、夜間、冬季、雨天時の練習場所がない状況であり、現況は狭い体育館で安全に細心の注意を払いながらスポーツ少年団活動に努めております。そこで宮城県大会等の公式大会が開催できる球場と、それに付随する練習環境の増設と整備をお願いいたします。

請願項目

①大和町スポーツ少年団登録チームの、大和町施設利用の無料化と優先化。

②大和町総合運動公園内へ、県大会等の公式戦が開催できる野球場の増設。

③大和町総合運動公園グラウンドへ、夜間利用できる照明の設置。

④大和町総合運動公園内へ、多目的屋内運動場建設。（雨天時や冬季間に屋外スポーツができる施設）

⑤ダイナヒルズ野球場を、公式野球の試合ができる球場への改修。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

お諮りします。

ただいま議題となっております請願第3号は、社会文教常任委員会に付託の上審査し、さらに閉会中の継続審査もできることにしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、請願第3号は、社会文教常任委員会に付託の上審査し、さらに閉会中の継続審査もできることに決定しました。

日程第21「所管事務調査の申し出について」

議長（大須賀 啓君）

日程第21、所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の調査の

申し出があります。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第7回大和町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後4時01分 閉 会